



仲秋 稲を刈る色なき沼をうしろにし

広報あびこ

第48号
毎月1日・16日・2回発行
千葉県我孫子町役場
電話(あびこ)代表42番
一部2頁

広報は綴って読みましょう

おもなる記事

- 2面…災害救助対策及び災害状況報告
- 3面…台風に備えて
- 4面…町営住宅入居者募集

10月1日	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	日付	
木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	曜	
広報第49号発行	稲金の出張徴収日(興陽寺)		農業委員会開催	彼岸の明け	彼岸の明け	昨年の今日22号台風襲来	湖北地区育児相談日(湖北支所) 物品納入業者等への支払日	秋分の日 我孫子中学校の運動会		彼岸の入り	湖北小学校・第四小学校の運動会	第八回航空記念日 この子たちの親を捜そう運動 (10月19日まで)		満洲事変発生日(28周年)	十五夜		九月のこよみ 記事

広報あびこ

第三種郵便物認可 (2)

7号台風のツメアト

七号台風による耕地の被害面積は三〇九町歩におよび、開拓者の努力と汗の結晶は、収穫目前にひかえ、溢流堤からの流入、決壊により水泡に帰してしまいました。本町では、ただちに見舞金三万四千五百円、営農資金借入れまでの資金一〇〇万円を議決し、その救済に当たるとともに、天災融資法による資金一、二六万五千円、自作農創設特別融資法による資金一、一五万五千円を申請いたしました。ともあれ、開拓者が安心して耕作できるように、根本的な国の利根川河川に対する政策的な改革のない限り、解決は至難な問題ではないでしょうか。以下、七号台風による災害状況及び災害救助対策の進捗状況について、そのあらましをお知らせいたします。

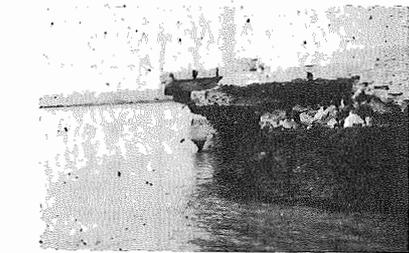
災害救助対策進捗状況

さきに、お知らせしました救済策について、農林省、県並びに関係機関との密接なる折衝により、また町内各種団体農工商業者並びに町民の皆さまの深いご理解とご協力により、各般の施策が着々と進んでおります。ここに、そのあらましをお知らせいたします。

- ① 繰入金品の募集 (九月五日現在)
 - 金 一般募金二万七千円
 - 農電研究所 五万円
 - ゴルフ場 二万円
 - 商工会 募金中
 - 物品 九一〇kg
 - 馬鈴薯 三一五kg
 - 南瓜 二三八個
 - 胡瓜 九四kg
 - 茄子 八六kg
 - その他 五六kg
- ② 生活資金の貸付
- ③ 営農資金及び天災融資法
- ④ 稲米配給措置
- ⑤ 被災農家一世帯当り千円
- ⑥ 町水害見舞金
- ⑦ 被災農家一世帯当り千円
- ⑧ 被災農家一世帯当り千円
- ⑨ 被災農家一世帯当り千円
- ⑩ 被災農家一世帯当り千円
- ⑪ 被災農家一世帯当り千円
- ⑫ 被災農家一世帯当り千円
- ⑬ 被災農家一世帯当り千円
- ⑭ 被災農家一世帯当り千円
- ⑮ 被災農家一世帯当り千円
- ⑯ 被災農家一世帯当り千円
- ⑰ 被災農家一世帯当り千円
- ⑱ 被災農家一世帯当り千円
- ⑲ 被災農家一世帯当り千円
- ⑳ 被災農家一世帯当り千円
- ㉑ 被災農家一世帯当り千円
- ㉒ 被災農家一世帯当り千円
- ㉓ 被災農家一世帯当り千円
- ㉔ 被災農家一世帯当り千円
- ㉕ 被災農家一世帯当り千円
- ㉖ 被災農家一世帯当り千円
- ㉗ 被災農家一世帯当り千円
- ㉘ 被災農家一世帯当り千円
- ㉙ 被災農家一世帯当り千円
- ㉚ 被災農家一世帯当り千円
- ㉛ 被災農家一世帯当り千円
- ㉜ 被災農家一世帯当り千円
- ㉝ 被災農家一世帯当り千円
- ㉞ 被災農家一世帯当り千円
- ㉟ 被災農家一世帯当り千円
- ㊱ 被災農家一世帯当り千円
- ㊲ 被災農家一世帯当り千円
- ㊳ 被災農家一世帯当り千円
- ㊴ 被災農家一世帯当り千円
- ㊵ 被災農家一世帯当り千円
- ㊶ 被災農家一世帯当り千円
- ㊷ 被災農家一世帯当り千円
- ㊸ 被災農家一世帯当り千円
- ㊹ 被災農家一世帯当り千円
- ㊺ 被災農家一世帯当り千円
- ㊻ 被災農家一世帯当り千円
- ㊼ 被災農家一世帯当り千円
- ㊽ 被災農家一世帯当り千円
- ㊾ 被災農家一世帯当り千円
- ㊿ 被災農家一世帯当り千円

被災者に救いの手

災害状況まとまる



決壊した溢流堤の一部

農作物の被害面積及び被害金額

品名	被害面積	被害金額
水稲	200町3畝	60,009,000円
大豆	15町8反4畝	3,485,000円
大豆	11町7反8畝	2,044,800円
大豆	15町9反7畝	2,555,200円
大豆	6町7反1畝	1,608,000円
大豆	3町7反1畝	888,000円
大豆	12町2反5畝	1,960,000円
大豆	5町3反1畝	927,500円
大豆	6町7反9畝	1,188,250円
大豆	5町3反1畝	1,274,400円
大豆	8町6反1畝	1,728,000円
大豆	3町2反1畝	640,000円
大豆	13町4反3畝	2,202,000円
合計	308町9反9畝	78,308,150円

被災農家世帯数、人員

被災農家世帯	被災農家人員
214世帯	1,470人
131世帯	554人
345世帯	2,024人

次に災害状況がまとまりましたので、お知らせいたします。

同世帯人員 八人

結核は必ず治る

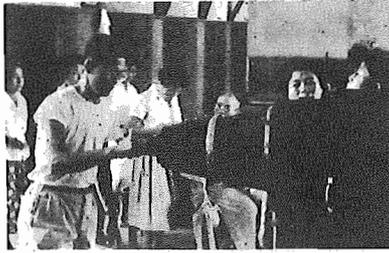
結核健康診断終る 受診率は一六・二%

結核予防法に基いて、毎年一回行われる一般住民（お勤の方や、学生、生徒以外の方）を対象とした本年度の結核健康診断は、去る八月十四日から二十八日まで行いましたが、本年度は、特に区長、連絡員の皆さんや、婦人会、商工会の皆さんに絶大なご協力をいただき、計画通り無事に終了をみましたことは、結核に対するご理解と皆さんの熱意の賜と信じ、ここに厚くお礼を申し上げます。

次に、健康診断の実施状況について申し上げます。昨年度は、対象者一五、五〇〇人に対し受診者一、五七四人で一〇%の成績でしたが、本年度は、対象者一五、六〇九人に対し受診者二、五二三人で一六・二%となり、昨年度の一・六倍という受診成績でした。

年に一度の健康診断ですけれども、もつと多くの方が診断を受けられるよう望んでやみません。

診断結果については、受診者ごと（レントゲン撮影者のみ）にご通知を差し上げますが、いろいろな理由でもう一度診断してみたい方については、別に通知いたしませんので、ご心配なさらず気軽に診断を受けられますようお願いします。



結核健康診断風景（4小講堂）

診察結果については、受診者ごと（レントゲン撮影者のみ）にご通知を差し上げますが、いろいろな理由でもう一度診断してみたい方については、別に通知いたしませんので、ご心配なさらず気軽に診断を受けられますようお願いします。

害鳥駆除にご協力下さい

カラス、スズメ、カルカモ等による被害が予想外に甚大です。これら有害鳥の被害を最少限にとめるため、町は特別に農林大臣の許可を受けて、九月三十日まで我孫

子町一円にわたり車り猟銃による駆除を行っております。被害がありましたら、早急に産業課までご連絡下さいますようお願いいたします。

台風に備えて

各家庭での注意

- ☑ 家のまわりの飛びやすいものは、飛ばないようにしっかりとつけておく。
- ☑ 家のまわりの溝を掃除し、水はけをよくしておく。
- ☑ 停電に備えて懐中電灯やラジオを用意し、貴重品、身のまわり品、医薬品を一括整理しておく。
- ☑ 川岸、崖下など危険の手懸される家では、三日分位の食料、飲み水、着換え、毛布などを用意し、子供には、衣類の見やすおとこに名札をつけておく。
- ☑ 台風襲来時には、不用不急の外出を避け、火の元の用心をする。
- ☑ 危険地帯の人は、早目に避難するのがよいが、避難命令の出たときは、警察官や消防団員等の指示に助け合い、老人、子供、病人を先にすること。また防災活動に従事できる人が、積極的に協力することが望ましい。
- ☑ 災害時には、たとえ流言飛語がとび易いから、お互いに言動を慎み、噂を盲信しないで確める。

昭和三十四年度才三自衛官募集

防衛庁では、陸上、海上及び航空自衛官の補充のため、次のおり昭和三十四年度第三次募集をすることになりましたので、希望者は役場又は支所へお申込下さい。

一、応募資格
昭和十年一月二日から昭和十七年一月一日までに生れた男子で中学校卒業程度の学力を有する者

二、試験科目
一、学級科目
二、試験科目

三、採用時期
一、受附期間 九月一日から十月十日まで
二、試験期間 十月十八日から十一月八日まで
三、申込用紙は役場（総務課）又は各支所にあります。

入居予定は十月十五日頃

町営住宅入居者募集

	第一種住宅	第二種住宅
坪数	10.5坪	8.5坪
戸数	10戸	15戸
構造	木造平家 8畳・4畳半 風呂	木造平家 6畳・4畳半 風呂
家賃	月額 2,000円	月額 1,300円
敷金	3ヶ月分 6,000円	2ヶ月分 3,900円

現在、高野山五三七番地（我孫子中学校裏）に建設中の町営住宅の入居を、次の方法により募集いたしますので、入居をご希望の方は九月三十日までにお申込み下さい。

住宅の構造・家賃・敷金等

① 入居資格
▽第一種住宅は、収入合算計金額から扶養親族一人につき千円を控除した額が一万八千円以上二万八千円以下であること。

② 住所要件
本年四月一日以前から引き続き本町に在住する方

③ 収入要件
毎月一定の収入があつて独立の生計を営み、家賃及び敷金を支払う能力のある方。

④ 同居要件
現に同居し、または同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）がある方。

⑤ 住宅要件
現に住宅に困窮していることが明らかである方（困窮の理由が自己の責に帰すべき場合は含まない）。

⑥ 優先資格
母子家庭（配偶者のない女子であつて、現に児童を扶養している方）にかぎり第二種住宅の優先入居者となります。

⑦ 申込方法
九月三十日までに、所定の入居申込書を役場に提出して下さい。（申込用紙は社会課、両支所に用意してあります）

⑧ 選考方法
町営住宅入居者選考委員会の審査を経て、公開抽選により決定します。

⑨ 入居期日
本年十月十五日の予定。

⑩ 注意事項
⑥ 期後は受付いたしませんから、希望者は期限内に遅れないよう特に注意して下さい。

汲取り日程表

月日	汲取り日程表
9/23	湖北、八区、九区の一部
9/24	四区の一部、三区、八区の一部、湖北八区の一部、九区、十区の一部、布佐
9/25	小暮、東我孫子、柴崎、城山、布佐
9/26	日立
9/27	日立
9/28	日立
9/29	日立
9/30	石橋
10/1	栄町、十四区、舟戸、根戸下、南飯塚
10/2	一区の一部、二区、増田工、千葉倉
10/3	六区、七区、八区、九区、十区、十一区、十二区
10/4	湖北、八区、九区の一部

ごみ取り日程表

月日	ごみ取り日程表
9/23	九区、十三区、十二区、一区、舟戸
9/24	二区、三区、四区
9/25	十五区、七区、六区
9/26	布佐、湖北、東我孫子
9/27	城山、小暮、二区、三区、四区
9/28	八区、五区、十七区
9/29	十四区、十一区、一及二区、十区
9/30	九区、十三区、十二区、一区、舟戸
10/1	二区、三区、四区
10/2	十五区、七区、六区
10/3	布佐、湖北、東我孫子
10/4	城山、小暮、二区、三区、四区
10/5	八区、五区、十七区
10/6	十四区、十一区、一及二区、十区
10/7	九区、十三区、十二区、一区、舟戸

胸に赤い羽根を

共同募金

毎年このころから、十月は共同募金の月です。身寄りのない母子、孤児、障がい児、老人等特に薄幸な同胞に対し、国民の誰もが温い心をもって「たすけあい」をしていただく月です。

この運動は「民主主義の生きた見本」として終戦後毎年行われ、皆さまの絶大なご支援をいただいておりますが、今年も皆さまの共鳴とご同情を得て、所期の目的を達成できますようお願いいたします。

◎ 給与の支払証明書、同居親族証明書は、必ず添付して下さい。
詳細は社会課にお問合せ下さい。